

一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟 競技会出場権付与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）が出場権を付与する競技会に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、連盟の公認・承認競技会・連盟の団体正会員主催の普及型競技会のうち、出場権付与を目的とする競技会に適用する。

(申請及び承認)

第3条 出場権付与競技会の主催団体は、出場権を付与する競技会毎に定められた申請期間内に、競技会出場権付与申請フォームより申請し、出場権付与の認可を得なければならない。

(出場権を付与する競技会)

第4条 出場権を付与できる競技会は別表に定めるとおりとする。

(出場権付与競技会の明示)

第5条 出場権付与競技会の主催団体は、競技会要項または実施要項等において出場権付与に関して記載する際に、連盟の承認により出場権付与の権利を得ていることを明記しなければならない。

(出場権付与通知)

第6条 出場権付与競技会の主催団体は、出場権を付与する団体・チームにその旨を通知する。

(出場権付与の報告)

第7条 出場権付与競技会の主催団体は、出場権付与後すみやかに以下の付与内容を報告しなければならない。

- (1) 出場権を付与した競技会名および部門名
(例：Performance Cheer Grand Final・Pom部門Open編成)
- (2) 出場権を付与した団体名およびチーム名
- (3) 出場権を付与した団体の連絡先（担当者名・メールアドレス・携帯電話番号等）
- (4) その他、連盟が報告を必要とする事項

(出場権付与団体・チームの成績の報告)

第8条 出場権付与競技会の主催団体は、出場権を得て出場した競技会における団体・チームの成績を当該競技会終了後すみやかに報告しなければならない。但し、連盟主催競技会へ出場権を付与した場合を除く。

(出場権付与後の団体・チーム管理)

第9条 出場権を付与したのち、団体・チームが当該競技会に出場するにあたっての手続きや競技会が定める事項の遵守等については不備のないよう責任をもって管理しなければならない。

(出場権利譲渡の禁止)

第10条 出場権を他の競技会主催団体に譲渡することはできない。

(遵守事項)

第11条 出場権付与競技会の主催団体は、競技会出場権付与規程および連盟が定める諸規程を遵守すること。

(承認の取消し)

第12条 連盟は、諸規程が遵守されない出場権付与競技会の承認を取り消す権利を有する。

(規格外の処理)

第13条 本規程をはじめ、連盟が定める諸規程に定めのない事項については、連盟が別に定めるものとする。

2. 競技に関する細目については、競技本部が要項にて定めることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年2月24日より施行するものとする。

別表

出場権を付与する競技会

	競技会名称	主催者
1.	Performance Cheer Grand Final	日本スポーツチア&ダンス連盟
2.	UNIVERSITY WORLD CUP CHEERLEADING CHAMPIONSHIPS	International Cheer Union
3.	WORLD SCHOOL CHEERLEADING CHAMPIONSHIPS - DIVISION 2	International Cheer Union
4.	WORLD SCHOOL CHEERLEADING CHAMPIONSHIPS - DIVISION 1	International Cheer Union

※ 20xx年xx月xx日現在